

令和2年2月27日

金沢大学附属学校園 児童生徒・保護者の皆様へ

金沢大学附属学校感染症対策委員会

学校教育学類長 守屋哲治

附属学校園統括長 鷺山靖

附属幼稚園長 上田ますみ

附属小学校長 盛一純平

附属中学校長 端崎圭一

附属高等学校長 山本吉次

附属特別支援学校長 山本仁

金沢大学附属学校園における新型コロナウィルスに関連した対応について

国内において新型コロナウィルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となっています。文部科学省からも2月18日付第一報、2月25日付第二報で「児童生徒等に新型コロナウィルス感染症が発生した場合の対応について」が、2月25日付で「学校の卒業式・入学式などの開催に関する考え方について」が事務連絡されました。これらを踏まえて、金沢大学附属学校園では「感染症対策委員会」を開催し、児童生徒らの健康を守ることを第一として以下のように対応をまとめましたので、ご理解いただけますようお願い申しあげます。

記

1. 感染の疑いのある児童生徒等について 出席停止の扱いについて

- ・だるい、息苦しい、発熱、せき・鼻水・のどの痛みなど風邪の症状が出た場合、無理をせずに自宅で休養をお取り下さい。「学校保健安全法第19条による出席停止」の対象といたします。
- ・後日、保護者記入の罹患証明書（だるい、息苦しい、発熱がある、せき・鼻水・のどの痛みなど風邪の症状など感染の疑いにより自宅療養させたなどを記入）の提出により「学校保健安全法第19条による出席停止」とします。

2. 感染した児童生徒等への対応

- ・保健所から、本人・保護者の同意を得て各学校へ連絡があります。
- ・感染の連絡があった児童生徒等については「学校保健安全法第19条による出席停止」とし、医療関係者の指示に基づき、出席停止日数を決めます。
- ・感染した生徒児童等の出席停止解除は医療機関の指示に基づいて行います。

3. 濃厚接触者と特定された児童生徒等への対応

- ・児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合、「学校保健安全法第19条による出席停止」とします。この場合において、出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とします。

4. 臨時休業の決定・休業期間

- ・感染者及び濃厚接触者と特定された児童生徒等及び教職員が発生した場合、臨時休業及び休業期間を附属学校園感染症対策委員会で審議し、設置者である金沢大学長が指示します。
- ・平和町キャンパス内の児童生徒等及び教職員が感染した場合、平和町キャンパス全体で休業とします。
- ・平和町キャンパスまたは東兼六キャンパス付近の学校で感染者が発生した場合も、臨時休業及び休業期間を附属学校園感染症対策委員会で審議します。

5. 保護者への説明

- ・感染及び濃厚接触と特定された児童生徒等及び教職員が発生した場合、さらなる感染の拡大を防ぐため、説明はホームページ上（各校園のホームページに同一内容のものを掲載）で行います。

6. 休業時の学力保障

- ・学校が休業になった場合、通信・郵送などにより生徒の学力保障に努めます。
(特別支援学校については個別に相談します)

7. 卒業式・修了式

- ・児童生徒等の健康と感染拡大を抑えるため、規模の縮小、時間の短縮を方針として以下のような形で卒業式・修了式を挙行します。
 - ①在校生・在園児の出席はしないこととします。
 - ②保護者の出席は2名までとさせていただきます。発熱、せき・鼻水・のどの痛みなど風邪の症状がある方は出席をご遠慮ください。
 - ③来賓の出席は極力限定します。
 - ④その他、各学校園では、外来者数の削減、時間の短縮になるよう努めます。

8. 各学校園の対応

- ・各学校園では、生徒への指示、外部者への対応など、それぞれ感染症に関連した対応を文書で配布し、ホームページに掲載します。
- ・3月中の学校行事は、その中止などを含めて各学校園で検討します。